

平成26年

# 三重県議会定例会会議録

( 9 月 19 日 )  
( 第 18 号 )

第18号  
9月19日



平成26年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 18 号

○平成26年9月19日（金曜日）

---

### 議事日程（第18号）

平成26年9月19日（金）午前10時開議

- 第1 議案第140号から議案第156号まで、諮問第1号並びに認定第1号から認定第4号まで  
〔質疑、委員会付託〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 議案第140号から議案第156号まで、諮問第1号並びに認定第1号から認定第4号まで

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 50名

1	番	下 野	幸 助
2	番	田 中	智 也
3	番	藤 根	正 典
4	番	小 島	智 子
5	番	彦 坂	公 之
6	番	粟 野	仁 博
7	番	石 田	成 生
8	番	大久保	孝 栄
9	番	東	豊

10	番	中	西	勇
11	番	濱	井	初男
12	番	吉	川	新
13	番	長	田	隆尚
14	番	津	村	衛
15	番	森	野	真治
16	番	水	谷	正美
17	番	杉	本	熊野
18	番	中	村	欣一郎
19	番	小	野	欽市
20	番	村	林	聡
21	番	小	林	正人
22	番	奥	野	英介
23	番	中	川	康洋
24	番	今	井	智広
25	番	藤	田	宜三
26	番	後	藤	健一
27	番	辻		三千宣
28	番	笹	井	健司
29	番	稻	垣	昭義
30	番	北	川	裕之
31	番	館		直人
32	番	服	部	富男
33	番	津	田	健児
34	番	中	嶋	年規
35	番	青	木	謙順
36	番	中	森	博文
37	番	前	野	和美

38	番	水谷	隆
39	番	日沖	正信
40	番	前田	剛志
41	番	舟橋	裕幸
43	番	三谷	哲央
44	番	中村	進一
45	番	岩田	隆嘉
46	番	貝増	吉郎
47	番	山本	勝
48	番	永田	正巳
49	番	山本	教和
50	番	西場	信行
51	番	中川	正美
(52)	番	欠	(員)
(42)	番	欠	(番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥井	隆男
書記(事務局次長)	青木	正晴
書記(議事課長)	米田	昌司
書記(企画法務課長)	佐々木	俊之
書記(議事課課長補佐兼班長)	西塔	裕行
書記(議事課主幹)	坂井	哲
書記(議事課主査)	吉川	幸伸

---

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木	英敬
副知事	石垣	英一

副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	竹 内 望
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	北 岡 寛 之
環境生活部長	高 沖 芳 寿
地域連携部長	水 谷 一 秀
農林水産部長	橋 爪 彰 男
雇用経済部長	廣 田 恵 子
県土整備部長	土 井 英 尚
健康福祉部医療対策局長	佐々木 孝 治
健康福祉部子ども・家庭局長	西 城 昭 二
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	世 古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森 下 幹 也
雇用経済部観光・国際局長	加 藤 敦 央
企 業 庁 長	小 林 潔
病院事業庁長	大 林 清
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	岩 崎 恭 典
教 育 長	山 口 千代己
公安委員会委員	田 中 彩 子
警 察 本 部 長	大 賀 眞 一
代表監査委員	福 井 信 行

監査委員事務局長

小 林 源太郎

人事委員会委員

岡 喜理夫

人事委員会事務局長

速 水 恒 夫

選挙管理委員会委員

落 合 隆

労働委員会事務局長

前 畷 卓 弥

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（永田正巳） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（永田正巳） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

9月16日までに受理いたしました請願6件は、お手元に配付の文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

---

請 願 文 書 表

(新 規 分)

教育警察常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 48	<p>(件 名) 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を 求めることについて</p> <p>(要 旨) 義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国 の責務として必要な財源が確保されるよう決議い ただき、国の関係機関に意見書を提出いただくよ うお願い申し上げます。</p> <p>(理 由) 義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹で ある「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の 維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保 障するとの趣旨で確立されたものである。 これまで2004年の三位一体改革や2010年の地域 主権改革においても、義務教育費国庫負担制度の 堅持や一括交付金化の対象外とすることが明らか にされてきたが、改革によるこの制度への影響を 今後も注視する必要がある。 1950年に地方自治をすすめるという観点から義 務教育費国庫負担制度は廃止、一般財源化された が、その後、児童一人あたりの教育費に約2倍の 地域間格差が生じた結果、1953年に義務教育費国 庫負担制度は復活した。しかし1985年以降、再び 義務教育費国庫負担金の一般財源化がおすすすめ られ、2006年からは国庫負担率が3分の1に縮減 されている。  現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教 材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税 として一般財源のなかにくみこまれている。しか し、地方財政が厳しくなり、1985年に一般財源化 された教材費は、国が定めた基準に対して実際に 各地方で予算措置された比率（措置率）が年々低 下している。2007年度における措置率の全国平均 は65.3%（三重県49.0%、東京都164.8%、秋田 県26.9%）となっており、地域間格差もひろがっ</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化セン ター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 原田 浩伸 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 藤 根 正 典 杉 本 熊 野 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義</p>	26年・9月



	<p>ている。</p> <p>未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、その時々々の地方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められる。</p> <p>以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を強く切望するものである。</p>		
請 49	<p>(件名) 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求めることについて</p> <p>(要旨) 子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充をおこなうよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 三重県では、2003年度から小学校1年生の30人学級(下限25人)が実施されており、その後も小学校2年生の30人学級(下限25人)、中学校1年生の35人学級(下限25人)と他学年への弾力的運用等、拡充している。少人数学級が実施されている学校では、「より個に応じた対応をしてもらっていると思う」「余裕がもて、落ち着いて子どもと向きあうことができる」等の保護者、教職員の声があり、大きな成果をあげている。</p> <p>一方、国においては、2011年4月の「義務標準法」改正により、小学校1年生の35人以下学級が実現し、2012年には、法改正による引き下げではないものの、小学校2年生への実質的な拡大が実現した。しかし、2014年度予算においては、教職員定数については35人以下学級の拡充が措置されず、教育課題に対応するための定数改善も十分とは言えない状況である。</p> <p>2010年における日本の教育機関に対する公財政支出の対GDP比は3.6%で、経済協力開発機構(OECD)加盟国中、データ比較が可能な30カ国において、4年連続で最下位であった。2010年度から実施されている「高校無償化」が初めて反映された数値であったが、加盟国平均の5.4%に</p>	<p>津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 原田 浩伸 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 藤 根 正 典 杉 本 熊 野 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義</p>	26年・9月

	<p>遠く及ばなかった。2013年6月に閣議決定された第2期教育振興基本計画でも、同年4月の中教審答申「OECD諸国並みの公財政支出を行うことを目指す」から、「OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし」という表現にとどめられた。</p> <p>山積する教育課題の解決をはかり、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にしたい教育をすすめるためには、学級編制基準の更なる引き下げや教育条件整備のための教育予算の拡充が必要である。</p> <p>以上のような理由から、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充を強く切望するものである。</p>		
<p>請 50</p>	<p>(件名) 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて</p> <p>(要旨) 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう決議いただき、現行の奨学金制度等の県の事業の拡充とともに、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えている。 2011年度文部科学白書は、「社会のセーフティネットとしての教育の重要性がますます高まっている」として、誰もが充実した教育を受けられるよう、子どもや保護者の経済的負担に対して社会全体で支えていくことの重要性を指摘している。 一方、2010年度における、一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合は9.3%であり、経済協力開発機構(OECD)加盟国32カ国中、31位となっている(OECD平均13.0%)。他方、日本のすべての教育支出に占める私費負担の割合は29.8%で、OECD平均の16.4%を大きく上回っている。 このようななか、「公立高等学校授業料無償制」をはじめ、「奨学金の改善」「就労支援の充実」等の施策がすすめられてきた。2012年には、高校生に対する奨学金事業について、低所得世帯や特定扶養控除見直しによる負担増に対応する制度改正がおこなわれた。また、2013年6月19日に</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 原田 浩伸 ほかに3名  (紹介議員) 藤 根 正 典 杉 本 熊 野 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義</p>	<p>26年・9月</p>

	<p>は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、国および地方公共団体は「就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする」とされた。</p> <p>しかし、保護者の負担が十分に軽減されたわけではない。就学援助を受ける子どもは年々増加を続け、2012年度は全国で155万人(15.64%)となっている。三重県においても17,175人(11.29%)で、約8.9人に1人となっている。高等学校段階においては「奨学のための給付金」制度が創設されたものの、「公立高等学校授業料無償制」については所得制限が設けられた。また、入学科・教材費・部活動のための経費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな課題である。そのため、いっそうの支援策が求められている。</p> <p>以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、保護者負担の軽減と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものである。</p>		
<p>請 51</p>	<p>(件名) 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求めることについて</p> <p>(要旨) 子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策をおこなうよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 2012年8月29日、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、第2次報告として、南海トラフで発生する巨大地震による津波高および浸水域等の推計結果を公表した。これによると、三重県鳥羽市では津波が最大27m、尾鷲・熊野市では最短4分で第一波が到達などとなっている。また、最大の死者数は約43,000人とされ、三重県が2005年にとりまとめた想定約4,800人を大きく上回るものとなった。2013年5月28日に国の中央防災会議の作業部会が発表した南海トラフ巨大地震対策の最終報告では、ハード面の整備にくわえ、防災教育をはじめとする「事</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 原田 浩伸 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 藤 根 正 典 杉 本 熊 野 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義</p>	<p>26年・9月</p>

	<p>前防災」等の対策を具体的に実施すべきとしている。</p> <p>このようななか、三重県では学校の耐震化が着実にすすめられており、2014年4月現在の耐震化率は小中学校が98.5%、高校・特別支援学校は100%となっている。また、学校防災機能を強化するために、防災用毛布等の備蓄や防災機器の整備等がすすめられている。</p> <p>一方、2012年9月4日、文科省は「学校施設における天井等落下防止対策の推進に向けて（中間まとめ）」を公表し、公立学校施設の屋内運動場等の天井等の落下防止対策については2015年度までの速やかな完了を要請している。また、三重県教育委員会の調査によると、2014年2月現在、公立小中学校と県立学校のうち、校内の備品等転倒落下防止対策が「すべてできている」は24.2%（前年度比8.6%増）、校内のガラス飛散防止対策が「すべてできている」は16.2%（同1.1%増）となっており、「非構造部材」の対策は遅れている。</p> <p>学校は、子どもたちをはじめ多くの地域住民が活動する場であり、地域の拠点である。災害時には県内の公立学校の92.4%が避難場所となる等、重要な役割を担っている。その安全確保は極めて重要であり、小中学校における早期の耐震化率100%達成と非構造部材への対策が急がれる。また、学校・家庭・地域が連携して災害から子どもを守る必要があり、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実が急務である。</p> <p>さらに、近年、登下校中における交通事故や傷害事件、不審者による声かけやつきまとい、子どもたちが被害者となる事案があとを絶たない。三重県は「学校安全推進事業」を実施し、子どもの防犯意識、危険予測、回避能力を高めるための実践的な防犯教育のとりくみをすすめているが、子どもたちの安全・安心の確保にむけ、通学路整備や安全指導のための通学路安全対策アドバイザーの拡充をおこなう等、総合的な学校安全対策を充実させなければならない。</p> <p>以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策の充実をすすめることを強く切望するものである。</p>		
--	---	--	--

健康福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 52	<p>(件 名) 医療的ケアを必要とするような重度重複障がい児者の地域生活向上について</p> <p>(要 旨) 吸痰、経管栄養、導尿、人工呼吸器、酸素吸入等、医療的ケアを必要とする人たち（児童）の生活状況の大変さをご理解頂きたい。医療的ケアを必要とするような重い障がいのある人こそ、サービスを必要としているにもかかわらず、実際はサービスが行き届かなくなっている現状を認識頂きたい。</p> <p>その上で、以下の3点について、実現に向けて関係機関へ働きかけをお願いする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 重度障がい児者の福祉型短期入所事業への補助事業の実施と、どの地域でも短期入所が利用できるような施設整備</li> <li>2 障がい児者の入院時において、家族に代わり付き添いができる事業の実施</li> <li>3 医療的ケアを必要とする重度障がい者が通所しやすいように、生活介護事業所への補助制度の実施</li> </ol> <p>(理 由) 三重県議会の皆様には平素より障がい児者の方々の自立した生活・社会への参加・差別のない社会づくり、さらにはご家族（保護者）の将来への不安や要望も含めて、深いご理解を賜り、日々議会運営に取り組んで頂いていることに心から厚くお礼を申し上げる。</p> <p>社会の中には、様々な障がいのある人たちがいる。その中で、医療の進歩、特に新生児集中治療室の進歩によって、以前は失われた命が救われる時代となってきている。しかしながら、重い障がいを抱えたまま、退院をして地域で生活することも多くなってきている。家での生活は、吸痰や食事、人工呼吸器の管理等が休む間もなく続く。このような医療的ケアを必要とする障がい児や家族の生活には、社会からの支援が必要不可欠である。しかしながら、福祉サービスでは対応が困難なことが多く、なかなか利用できず、親（多くの</p>	<p>四日市市南垂坂町 810 47 三重県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 鈴木 錠平 ほか2名</p> <p>(紹介議員) 石 田 成 生 大久保 孝 栄 小 野 欽 市 小 林 正 人 今 井 智 広 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義 服 部 富 男 津 田 健 児</p>	26年・9月

<p>場合は母親)が抱え込んでしまうことになる。</p> <p>そこで、第1に親のレスパイト、障がい児者にとっての社会参加の短期入所事業についてのお願いである。短期入所事業は福祉制度の中に位置づけられている。しかし、医療的ケアに対応できる場所は、県内ではほとんどが医療型(病院)である。医療型に比べて福祉型の短期入所事業は、事業所に支払われる報酬単価は3分の1程度になっている。これでは、福祉型事業所が看護師を夜勤で配置することが難しくなる。家から遠く離れた病院よりも、家の近くで、対応できる事業所があることで親御さんが安心して預けることができる。このような状況をよく考えて頂き、三重県として、福祉型の短期入所事業に対する補助をお願いしたい。また、県内で短期入所を実施している事業所は地域の偏りがある。県南勢地域にはほんのわずかしかない。そこで、どの地域でも利用できるように県として施設整備を行っていただきたい。</p> <p>2つ目は入院中の付き添いを家族に代わって誰かができるようにしてほしいということである。医療的ケアを必要とする人は、体調を崩して入院することがよくある。</p> <p>そうすると、病院側から家族の付き添いを求められる。多くの場合は、母親が付き添うことになる。そうすると、母親は家庭から離れて病院でほとんどの時間を過ごすことになる。家での衣食住、子どもとの関係、家庭のリズムが大幅に変わってしまう。このように、医療的ケアの人が入院したときに、誰かが母親に代わって付き添いができると、上のような課題がある程度解決できる。これは、福祉制度の中の地域生活支援事業、コミュニケーション事業によって支援を行っている所がある。名古屋市、神戸市等、全国的には多数の例がある。残念ながら三重県では、例がない。ぜひとも、この事業を三重県として導入して、実現のために各市町への支援をお願いしたい。</p> <p>3つ目は、学校卒業後の進路についてである。医療的ケアを必要とする人はほとんどが特別支援学校高等部卒業後、生活介護事業所へ行っている。ただ、事業所としては医療的ケアに対応するために看護師配置が必要となる。看護師は専門職であり、給料も高くなる。一方、医療的ケアを必要とする人は、体調を崩して、事業所を休んだ</p>		
---	--	--

	<p>り、入院で長・短期に事業所に行けなくなったりする。今の制度の中では、事業所には報酬が入らない。ここにおいて、事業所が医療的ケアを必要とする人の受け入れが難しくなる実態がある。医療的ケアの中でも、特に人工呼吸器をつけている人は県内のほとんどの事業所が受け入れができなくなっている。このような状況を民間の努力に任せておいてよいのか。学校卒業後の行き場がなくて不安な生活をしている声がたくさん届いている。今年度、四日市市では、「四日市指定生活介護事業者等医療的ケア推進事業補助金」制度をつくった。これを県内の他の市町に広げていくためにも、より中身を充実させるためにも、三重県として支援を実施していただきたいと思う。</p>		
--	---	--	--

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 53	<p>(件名) 専門学校生の教育費負担軽減事業について</p> <p>(要旨) 専門学校生の教育費負担軽減事業の実現に必要な予算が確保されるよう国に対して要望いただきたい。</p> <p>(理由) 三重県の私立専門学校は、社会のニーズに応え、多種多様な職業実践教育により、多くの専門的な職業人の育成に努め、産業経済の発展や文化の振興に貢献してきた。 また、職業資格者を養成する高等教育機関として、社会人のキャリアアップ等の学習機会の提供や公教育におけるキャリア教育の補完等の重要な役割を担っており、一方では、厚生労働省の行う離職者対策事業や文部科学省の行う成長分野における人材育成のためのシステム構築などにも重要な役割を果たしている。 このように社会での役割は益々高まっているが、一方では専門学校は低所得世帯の割合が高く、その多くは学納金や生活費はアルバイト収入等に依存し、学修時間の確保に苦慮している状況にある。</p>	<p>三重県津市上浜町一丁目293 4 三重県専修学校協会 会長 長谷川雅敏</p> <p>(紹介議員) 石田 成 生 大久保 孝 栄 中 西 勇 人 小 林 正 人 今 井 智 広 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義 服 部 富 男 津 田 健 児</p>	26年・9月

	<p>このため、専門学校で学ぶ意欲と能力のある者が、経済的理由により修学を断念することなく、安心して学べる環境を整えることが喫緊の課題となっている。</p> <p>今般平成27年度文部科学省予算「経済的に困窮する専門学校生の授業料等負担軽減事業（新規）」に4.7億円が計上された。三重県においては予算が決定されるよう特段のご配慮をお願いする次第である。</p>	
--	--	--

## 質 疑

○議長（永田正巳） 日程第1、議案第140号から議案第156号まで、諮問第1号並びに認定第1号から認定第4号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。4番 小島智子議員。

〔4番 小島智子議員登壇・拍手〕

○4番（小島智子） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、9月定例会議の議案質疑に入らせていただきたいと思います。桑名市・桑名郡選出、新政みえの小島智子です。どうぞよろしくお願ひいたします。

この第146号議案というのは、母子及び寡婦福祉法の改正に伴って法律名を母子及び父子並びに寡婦福祉法に改称することから、三重県母子福祉センターの名称を「三重県母子・父子福祉センター」に改称するというものです。

母子及び寡婦福祉法の改正には、ひとり親家庭への支援体制の充実、ひとり親家庭への支援施策周知の強化、父子家庭への支援の拡大が柱とされておりますけれども、いずれも平成26年10月1日からの施行というふうになります。

さて、ここで母子家庭を取り巻く状況について確認をしたいと思いますが、厚生労働省の平成23年度全国母子世帯等調査によりますと、平成18年度の母子世帯数、日本全国内で約115万世帯、それが、23年度になりますと123万8000世帯というふうに増加をしています。三重県においては9578世帯という



ふうになっておろうかと思えます。

母子家庭の母親自身の平均年収223万円、うち、就労収入と呼ばれるものは181万円、同居親族を含む母子世帯全員の収入は291万円となっているそうです。

この291万円という世帯平均年収は、児童のいる世帯の平均所得を100というふう置きかえて比較をいたしますと44.2という数字になります。この数字を見るにつけ、母子世帯の苦しい経済状況というのがうかがい知れると思えます。

この収入の状況というのは就業状況を反映したもので、母子家庭の約81%のお母さんたちは就労していますが、正規の就労は約39%、パート、アルバイト等約47%という状況です。

離婚後、必要に迫られて働くですとか、小さいお子さんを抱えながらですと小さいお子さんは病気をしがちですから勢い休むことが多くなるので正規雇用されにくいなどの状況から、不安定な状況で働かざるを得ないという状況になっています。

母子家庭にとっては母親自身の収入が大きな課題であり、この改善のために現在三重県母子福祉センターで行われている就業支援というのは意義あるというふうを考えます。

では、この名称改正に伴いまして、現在の三重県の父子家庭を取り巻く状況はどうなっているのでしょうか。就業状況の違いからも、課題が母子家庭と父子家庭では違うのではというふうに考えられますけれども、県としては父子家庭を取り巻く課題をどのように把握してみえますでしょうか。

まず、2点についてお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

**○健康福祉部子ども・家庭局長（西城昭二）** 県内の父子家庭の現状と課題についてお答えいたします。

県内の父子家庭の数でございますけれども、平成22年の国勢調査によりますと、祖父母などほかの世帯員がいる世帯も含みまして3154世帯となっております。これは、先ほど議員もおっしゃられました子どものいる世帯、これ

は20歳未満の世帯員のいる世帯を子どものいる世帯とみなしての話でございますけれども、そのうちの1.7%を占めるということになります。

ちなみに、母子世帯と合わせましたひとり親世帯の数は1万7820世帯でございます、父子世帯はひとり親家庭全体の17.7%、6分の1強ということになります。

ざっくりと申し上げますと、子どものいる世帯というのが、県内では全世帯の26.4%、4分の1強ほどございます。その中でひとり親家庭の世帯の占める割合が9.6%、1割近くございまして、その中でさらに父子が17.7%、6分の1強いると、こういった状況になってございます。

さらに、ここ最近の推移でございますけれども、国が示しております率をもとに推計いたしますと、10年前、平成12年は2000世帯強、2039世帯ほどであり、この10年間で父子世帯の数は約1.5倍に増えているというふうに考えられます。

続きまして、私どもがこの7月、県内の1000名余りのひとり親家庭の方を対象に実態調査を行いました。まだ分析中で速報値の段階でございますけれども、この中から明らかになったことがございます。

まず、父子世帯の収入の状況でございます。父子世帯の父の就労収入を50万円刻みで見ますと、350万円から400万円未満の割合が全体の4分の1近くを占め、最も多くなっております。

また、就労収入が300万円未満までの割合が全体の半数を超えておりまして、これを、全国のデータでありますけれども、全国の児童のいる世帯平均稼働所得の580万円に比べますと、母子世帯よりは高いですけれども6割強という低い水準となっております。

次に、困ったときの相談相手等について尋ねた回答でございます。

母子世帯、父子世帯ともに相談相手は家族、親戚が一番多くなっておりまして、相談相手なしとする回答が、母子世帯は約6%ですけれども、父子世帯は約24%と4倍となっております。

母子世帯と比べまして、ともすれば父子世帯が孤立しかねない、そういっ

た状況にあることが明らかになったと思っております。

さらに、調査の自由記述を見ますと、支援策について知らなかったという回答、御意見も多く寄せられておまして、ひとり親家庭等への支援策が十分に知られていないという実態も明らかになってまいりました。

このほか、養育費の取り決めの率について、母子は全国よりもかなり三重県は高いんですけども、父子については極めて低く3.3%にとどまっているですとか、あるいは、子どもについての悩みの中に、母子とは違いまして、3番目に健康ですとか、あるいは食事や栄養といったことが三重県なり全国なりの調査の中で挙がってきておまして、こういった点も父子世帯への取組に当たっては今後留意すべき点かというふうに考えております。

以上でございます。

〔4番 小島智子議員登壇〕

○4番（小島智子） ありがとうございます。7月に早速、調査をいただいて集計中というところですけども、また詳しい結果が出ましたところでお教えいただきたいなというふうに思います。

父子家庭の課題をお聞きしたんですけども、ここまで父子家庭の経済状況も厳しくなっているのかなということは、お話を聞かせていただいて思いました。相談相手がないって、これは本当に大変なことだというふうに思っています。

父子家庭全体、全国全体のひとり親になったときに職を変った方たちにどうして変わりましたかということをお聞きしたところ、母親の場合は第一の理由は収入がよくないこと、より収入の高いものを求めて転職をしたという結果が出ていますけれども、父子家庭については労働時間が合わないということが第一だというふうな結果が出ています。

子どもさんを抱えて、親族と同居をせずに子どもを育てる場合に長時間労働ができない、そういうことが含まれているんだろうというふうに思っています、これは転職をされた方の5分の1以上を占めているという統計もございます。

そこで、お聞きいたします。もう既に父子家庭も対象にした事業というのは母子福祉センターの中でも行われていますけれども、名称が母子家庭に加えて父子家庭がプラスされたことによりまして、今、行われている事業内容あるいは運用の変更、新たな制度設計等、今後、県として進めようとされていることがあるかどうか、どのようにされていこうとしているかについてお伺いをいたします。

○健康福祉部子ども・家庭局長（西城昭二） 今後の父子家庭に対する支援についてお答えいたします。

父子家庭に対する、まず、経済的な支援といたしまして、これまでの支援でございますけれども、これまで既に行われている支援のうち、経済的な支援といたしまして、4年前、平成22年8月から、児童扶養手当の支給の対象となっております。

また、平成25年度からは、看護師でありますとか保育士、あるいはセラピストなど、就職に有利な資格の取得に際しまして、資格取得期間中の生活費を給付金として支給する高等職業訓練給付金事業というものがございます。

また、子育てや生活支援といたしましては、ひとり親家庭等に家庭生活員を派遣いたしまして、一時的な生活援助や保育サービス等の援助を行うひとり親家庭等日常生活支援事業がございます。

今回の母子及び寡婦福祉法の改正によりまして、10月1日から新たに福祉資金の貸付対象が父子家庭にも拡大されます。

父子家庭の子どもに関する悩みは教育、進学が一番多くなっておりまして、貸付金制度を周知いたしまして、子どもの修学資金など、父子家庭に対する適切な貸し付けが実施できるように取り組む必要があると考えております。

また、父子家庭に利用対象が拡大されます母子福祉センターにおきましては、県の指定管理事業として、就労相談や生活相談、さらには、ハローワーク等と連携いたしまして職業紹介等の就労支援などが行われております。

先ほど申し上げましたように、父子家庭において相談相手がないと回答する割合が高くなっておりまして、現在は父子家庭から県ですとか市町の福祉

事務所への相談件数は、全体のわずか2%にとどまっております。

悩みを抱えた父子家庭への適切な支援ができますように、母子福祉センターと連携いたしまして相談体制の充実を図っていく必要があると考えております。

また、これまで母子福祉センターの職業紹介は母子家庭が中心であったわけですが、就労収入の少ない父子家庭もあるわけでごさいます、今後は父子家庭に対しましても周知を強化していくなど、職業のあっせん等の就労支援にも取り組んでいく必要があると考えております。

現在、平成26年度を最終年度とする県のひとり親家庭等自立促進計画の見直しを行っております。ひとり親家庭のニーズをきめ細かく踏まえるとともに、社会福祉審議会の委員をはじめ、県民の皆様の御意見をお聞きし、総合的な支援策についての検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔4番 小島智子議員登壇〕

○4番（小島智子） ありがとうございます。

父親についてもやっぱり就業支援が必要だというふうにも思いますので、その制度設計をしていただきたいことと、先ほどひとり親家庭等日常生活支援事業というふうにおっしゃいましたけれども、この使い勝手が非常に悪いという話が実はありまして、1日8時間を限度として年に10日間という設計に今なっています。これが父子家庭に拡大をされるということは、例えば家事支援であつたり子どもたちの迎えであつたりというような、父子家庭で長く働くからこそ出てくるニーズにどのように対応するかということも、今後やっぱり制度の中でぜひお考えいただきたいことであるというふうにお伝えをしておきたいなと思います。

せっかく名称だけではなくて中身もいろいろお考えいただいているということですので、何をすれば具体的にそれぞれの家庭に届くのかということと、あと、子どもの貧困とやっぱりひとり親家庭の実態というのは密接に関係をしているのは皆さんも御存じのとおりですので、子どもたちをしっかりと支援

するという意味でもこのセンターの事業というのを県が主体となってぜひ考えていただきたい。

この母子・父子福祉センターは、三重県は県が母子寡婦福祉連合会に委託をしてやっていますけれども、他県においては県が実施主体となっていないところもあるように聞きます。ぜひ県が実施主体として継続してこのセンター運営にかかわっていただきますように強く要望いたしまして、質疑とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（永田正巳） 6番 栗野仁博議員。

〔6番 栗野仁博議員登壇・拍手〕

○6番（栗野仁博） おはようございます。伊賀市選出の自民みらいの末っ子栗野仁博でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、笑いなしで、議案第140号及び議案第142号に関しまして質疑をさせていただきますと思います。

まず、今回、議会上に上程されております議案第142号、三重県再生可能エネルギー等導入推進基金条例案についてですが、当該基金は、環境省の再生可能エネルギー等導入推進基金事業、通称グリーンニューディール基金制度と言われておりますけれども、それに係る三重県配分額15億円を積み立て、基金事業とするための条例案であると思っております。

それに伴いまして、議案第140号平成26年度三重県一般会計補正予算（第4号）において、15億2820万円余の増額も同時に今議会上に上程していただいております。私、個人的には非常にいい取組であると、国の取組も含めてなんですけれども、思っております。

ただ、これからの事業ということで、まず、初めに、当該基金の対象となり得る事業、また、補助対象者であったり補助率、事業の具体的な内容についてお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

また、今年度の事業といたしまして、2820万1000円という補正予算、中途半端な数字ですが、上げていただいておりますが、どのような事業をお

考えていらっしゃるのかということもお伺いしたいと思っております。

また、当該基金、時限つきであります。平成29年5月31日までという形で条例の最後にもお尻がついておりますけれども、次年度以降の活用についてもお伺いをさせていただきたいと思えます。

まず、この点、御答弁をお願いいたします。

**○雇用経済部長（廣田恵子）** 基金事業の事業内容についての御質問でございます。

この事業は、国の再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用し、地震や台風等による大規模な災害に備え、防災拠点や避難所等に太陽光や風力などの再生可能エネルギー等の導入を図り、災害に強く環境への負荷の少ない地域づくりを推進することを目的としております。

本基金事業は、災害対策本部の機能を有する自治体の庁舎や、避難所として機能する小・中学校等の校舎、体育館、公民館、病院施設、宿泊施設等へ、太陽光発電や蓄電池などを設置するものでございます。

補助率は県や市町が行う場合10分の10となりまして、民間事業者が行う場合は3分の1となります。

また、太陽光発電の設置と同時に行うLED照明など省エネ効果の高い照明や空調についても補助の対象となります。

平成26年度は、市町からの要望を踏まえまして、名張市、いなべ市など6市町が取り組む庁舎や小・中学校への太陽光発電や蓄電池等の設置に係る設計業務に要する経費を支援していきたいと考えております。

平成27年度以降につきましては、市町等の事業実施状況を見ながら民間事業の公募を行っていききたいと考えております。

今後とも事業の実施に当たりましては、災害時において十分機能し得るよう設置場所、設置方法について確認するとともに、より多くの事業に活用していただけるように、事業費を精査するなど、市町や関係部局と調整してまいりたいと考えております。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。今、基金事業の内容についてお伺いをさせていただきました。

やはり、これからどうしても、災害が起こった際に、行政、もっと言いますと公の機能をいかに残すかというのが大事であろうというふうに思っております。

ですので、防災の観点からもぜひそういったところは進めていただきたいと思っておりますが、少しちょっと細かい話を伺いたいと思っております。

ちょっと太陽光にスポットを当ててお話しさせていただきたいと思うんですけれども、要は、今回、当該基金事業におきまして、蓄電池の設置についての補助というのも考えていただいておりますということでございます。

例えば、今現在、既に設置されている太陽光パネルがあると思うんですけれども、これに対しての蓄電池設置に対しての補助が出るのかどうかというのがまず一つ。

もう一つ目が、今、設置済みの太陽光パネルというのはほとんどの場合において、発電した電気の全量を固定価格買取制度におきまして電力会社に売電していることが往々にして考えられるというふうに思っております。

そういった場合に、今回、売電していたものを自家消費に切りかえる必要が出てまいります。プラス蓄電池をつけるということもあると思うんですけれども、その切りかえに対したときの、例えば工事代金であったり蓄電池であったりというのは対象になるのかということをも具体的にお伺いしたいのがまず一つ。

もう一つが、ちょっと理念的な話、理屈的な話になるんですけれども、今まで国は、例えば二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金事業、長いんですけれども、などを持ちまして、再生可能エネルギーの導入推進に尽力をしてきたというふうに考えております。

我が県といたしましても、平成24年に新エネルギービジョンをつくりまして、太陽光発電並びに風力発電等の自然エネルギーの活用により、比率をどんどん上げることに取り組んでこられたわけでありまして。



今回、この基金事業が出てきたわけでございますけれども、この事業の最大の目的というのはやはり、先ほど部長もおっしゃられておりましたように、災害応急対策の拠点になり得るべきところに対する再生可能エネルギーの発電施設及び蓄電池の設置を促すというのが目的であろうというふうに思っております。

例えば、災害対策本部を設置する庁舎に対して自家発電設備を設置することにより、いざ停電の際にももちろん、先ほど言いましたように機能が満たされる、機能を発揮し得るということになるわけですが、今回、先ほど申しましたように、既に太陽光パネルを置いておる庁舎に関しましては、ほとんどのケースで多分売電目的が多いと思うんですよね、今乗っているものというのは。

つまり、今までのケースにおいては、自然エネルギーの発電施設をつくって、二酸化炭素を排出する発電方法による電力供給の割合を下げることに注力してきたわけです。自然エネルギーを使うことによって低炭素社会の実現に向けて取り組んでこられたということになろうというふうに思っております。

しかしながら、今回の基金事業というのは、自然エネルギーを活用した事業であるというのは間違いないんですけども、今まで、外に向けてそれを売り出して、自然エネルギーの割合を高めていこう、しかしながら、今回は、それをちょっと待てと、自家発電、要は自分のところに持ってこようということに使うというような施策であります。

もっと具体的にわかりやすく説明いたしますと、先ほどの庁舎の例に当てはめて話をいたしますと、屋根一面に太陽光パネルが乗っております、今の現状でいうと。そういう庁舎があったとします。それは、ほとんどのケース、例えばそこに関しましては全量を、固定価格買取制度によって、今現在は電力会社に売電しているわけですよね。売電している。

ただ、今回の事業により自家消費分を新たに設置しようとしたんやけれども、屋根全体に乗っておるもんでどこにももう置く場所がない、自家発電用

のパネルを置く場所がない。そうすると、では、外向きに出していた、要は売電に出していた電気の一部を、今回は内向きに消費するように使おうということを考えます。

そうなる、そこで問題になってくるのが、当たり前ですけれども売電価格が下落します。そこは仮に100円もうけていたのが、50円、60円になったりします。この売電価格を例えば施設の運営費などに当てていた施設があった場合には、施設運営に支障を来すこともでてくるわけですよ、今まで100円の利益で計算していたところが50円とかになるわけですから。となると、従来どおり売電してしまおうという考えが出てくることがあると思うんですよ。

私自身は、この基金の目的というのは、災害応急対策の拠点にどのような状況になっても通常どおり運用できるというのが一番の目的であろうと思っております、何度も言いますように。

私も何度も東北の被災地にも行きました。そのときに、被災者の皆さん、避難所の皆さんがおっしゃるのは、やはりエネルギーの確保というのが大事であろうと。これがなかなか難しかったと。燃油発電によるものであれば、インフラが通常どおり機能しておれば何とでもなるんですけれども、交通インフラが麻痺しておると、絶対にその油というのは際限がありますので、結局、避難所にも電気が届かないというケースもあったというふうに伺っております。

ですので、防災、減災の観点から、ぜひとも市町と連携して、災害応急対策の拠点に対しては再生可能エネルギー源を利用する発電設備の導入は必須であるというふうにぜひ働きかけていただきたいなと思います。

いま一度、先ほどの庁舎の話をしたしましけれども、売電価格が下がって、それによって施設運営費が賄えやんから売電を続けるというのではなくて、自家消費に切りかえていざというときには対応し得るようなという形、これは防災、減災の面が一番大きいんですけれども、県として働きかけをしていただきたいなというふうに思っております。

ちょっと長々となりましたけれども、新エネルギービジョンの推進と絡めてぜひ伺いさせていただきたいのと、先ほど申しましたように、防災、減災の観点から、ぜひとも市町には説明、要はしっかりと丁寧な説明をしていただきたいと思いますと思っておりますが、そのあたり、関連性についていかがお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

○雇用経済部長（廣田恵子） 最初に、既に設置済みの太陽光発電設備を活用することができるのかという御質問でございます。

本基金事業は、災害時において電力会社からの電力供給が遮断された際に防災拠点等の電源を確保する必要から、太陽光発電とともに原則、蓄電池を導入することが必要となっています。

このため、太陽光発電が市町等の庁舎や小・中学校等の校舎、体育館などに既に導入されている場合についても、新規に導入する場合と同様に、蓄電池の設置に活用することができます。

本基金事業の活用によりまして、自家消費でございまして防災拠点等に太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入が促進されますことから、災害に強い地域づくりに資するとともに、新エネルギービジョンの推進にもつながるものであるというふうに考えております。

県としましては、市町と連携しまして、より一層、新エネルギーの導入を促進できるよう、国等の事業を効果的に活用しながら取り組んでいきたいと考えております。

もちろん、市町に対しましては丁寧な説明に心がけたいというふうに考えております。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） 積極的な答弁、ありがとうございます。

先ほど申しましたように、一時期は本当に、固定価格買取制度による売電というのが社会的ブームと申しますか、皆が猫もじゃくしもというような状況になっていたというふうに思っております。別にそれが決して悪いことではないですし、今も続けていくべきことであろうというふうに思っておりま

すが、一番肝心なことは、いざ災害が起こったときにどのような対応をし得るのか、また、我々の一番大事な観点といたしまして、いかに県民の安心・安全を守るか、市民の安心・安全を守るかということが一番大事であろうというふうに思っております。

そういった中で一番最初に動かなければならないのがどうしても市町の役所であったり避難所であったりという形になりますので、そのあたりに対しての、部長が最後に言っていただきましたけれども、市町に対しての説明、責任というか、もっと言うと市町の立ち位置というのをしっかりと説明していただいて、何とかこの制度を使って、時間は限られていますけれども、いろんなところに自家発電ができるように、もっと言いますと蓄電池が置けるように頑張っていたきたいというふうに思っております。

最後、応援のメッセージを送って、私の質疑を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。（拍手）

○議長（永田正巳） 10番 中西 勇議員。

〔10番 中西 勇議員登壇・拍手〕

○10番（中西 勇） 皆さん、おはようございます。ちょっと国のほうで騒がしくしておりますけれども、みんなの党会派、松阪市選出の中西勇です。議長のお許しをいただきましたので、認定議案第3号に関する質疑をさせていただきますと思います。

平成25年度の三重県電気事業の決算について質疑をさせていただきます。

まず、この決算書なんですけれども、この電気事業の会計決算について質疑するに当たり、認定議案であること、それから、企業庁からの議案聴取会で確認や質問をさせていただく方法もありますけれども、以前から私、公会計制度等の質問もさせていただいた関係で、企業会計を実施している企業庁ということを含めて質疑をさせていただきますと思います。

それと、西場議員から宮川水系の治山事業やダム事業に関しての質問も今までいろいろな観点でされてみえますが、あえて決算の部分ということで内容について質疑させていただきますので、よろしく願います。

それでは、電気事業というところで、一つは水力発電事業と、もう一つは RDF 事業、三重ごみ固形燃料の発電事業でありますけれども、この二つの事業は当然、再生可能エネルギーの部分だと、そのように思っております。今、エネルギーの話が栗野議員からもありましたが、この基金を積んでという話がありましたが、太陽光発電や風力発電に比べて、この水力、それからごみの RDF の発電に関しては、基本的に安定的な発電施設であると思っております。RDF で言えばちょっと爆発事故もあったというところもあるんですけれども、原子力のような放射能の危険性はないわけですね。

そんな中で今回、水力発電施設の譲渡が決定して、平成25年度に2カ所の発電所、今年平成26年4月1日に3カ所の発電所、今年度、最終3月にはあと残りの3カ所の譲渡が決まっておるわけです。そして、RDF の発電事業は、平成28年度までは企業庁が任意的事業として、平成32年までは県が事業主体となって延長するということが決まっております。

そういう中で、この決算書の中から3点ほど、ちょっと先に質問をさせていただきます。

まず、1点目は、固定資産の仮勘定という部分があります。これ、決算書の35ページにあるんですが、固定資産の仮勘定、私の認識であれば有形固定資産ということだと普通は思います。

だから、建設という部分は括弧書きしてあるんですけれども、建物、構築物、機械等の減価償却のものに付随する部分だと、そのように思っているんですが、RDF の事業のことで少し聞かせていただくと、測量設計料だということをお聞かせいただきました。

それであるならば、有形固定資産ということだと考えると、普通であるのなら早く損金か欠損かで処理をしていくことではないのかというふうに思います。赤字だったからできなかった部分もあるかもわかりませんので、ここをお尋ねします。

次に、2点目、企業債のことについてなんですが、償還すべき残高がこの中に、36ページに載っておりますけれども、今までに返済していない金利負

担が大きくあるわけですね。今後、返済しなければいけないということは当然なんですけれども、もっと早くこの部分の償還ができなかったのかということと、ちなみに平成25年度末の残高は水力で17億9400万円余り、RDFでは829万円余り、この部分を恐らくキャッシュフローの現金の部分で、期末残高で30億円余りありますのでその部分で償還されるというのはもう当然わかる話なので、そういう部分の認識でいかどうかを少し確認させてください。

それから、3点目、固定資産の部分についてなんですけれども、譲渡が決まっている発電所の資産について、あくまでも電気施設だけなのかと。であるならば、その他の部分は、ダムの部分でいえば県土整備部の所管になるという部分が今までもそういう形になっていると思うんですけれども、あと、RDFでいえば環境生活部のほうになるのかなと、それはそれでいいんですけども、それ以外に、丸の内にある職員宿舎や、これは、町名、ちょっと忘れしましたが、いなづま会館という厚生施設があるんですね、この辺の処理をどういった形でされるのかということ、まず3点聞かせていただきたいと思います。

**○企業庁長（小林 潔）** 3点の御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、決算書の固定資産の仮勘定のことでございます。

固定資産明細書の固定資産建設仮勘定に計上しております583万2000円は、平成16年度に発注いたしました三重ごみ固形燃料発電所RDF貯蔵施設基本設計業務委託費であります。

この設計業務委託費はRDF貯蔵施設本体建設に係る費用でございますが、RDF貯蔵施設本体は一般会計の資産であるということ、企業庁の固定資産ではないというために、設計業務委託費を建設仮勘定から本勘定へ振りかえることができないということで、平成26年度中に除却するなどの損失処理をしてみたいと考えております。

それから、2点目の電気事業の企業債で金利の高い企業債の借りかえ等の

対応がなぜできていないのかということなんですけれども、企業庁におきましては、平成19年度から平成24年度の間に水道・工業用水道事業で国の補償金免除繰上償還制度を利用いたしまして、高金利企業債の繰り上げ償還、5%以上でございますが、行ってまいりました。

しかし、電気事業は国の繰り上げ償還制度の対象外ということであったために、この5%以上の高金利企業債、約4億円ほど残っております。

なお、水力発電事業の段階的譲渡にあわせまして、譲渡が完了した発電所に係る企業債から順次繰り上げ償還を行っておりまして、平成27年9月で完済をする予定であります。

それから、水力発電事業の資産のうちの譲渡対象外資産について、特に職員宿舎とかいなづま会館等についてお尋ねがございました。

これまで中部電力株式会社との協議によりまして、水力発電に関する施設やその維持管理に必要な施設等である譲渡対象資産と、譲渡対象外である資産がおおむね明確となってきております。

譲渡対象外資産は中部電力株式会社に譲渡をしない資産で、引き続き企業庁におきまして所管し、処分等を進めることとしております。

主なものといたしまして、いなづま会館、丸之内職員公舎などがございます。丸之内職員公舎につきましては企業庁で活用していく予定でございますが、いなづま会館につきましては一部知事部局の施設もあることから、関係部局等と協議して処分方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 聞かせていただきました。御答弁ありがとうございます。

今の固定資産の仮勘定は今年度振りかえるということですね。

それから、企業債も平成27年度に全て終わるということで、償還していただくということですね。

それと、固定資産の残っている発電所以外の部分の職員宿舎は後の企業庁のところで利用しようかというようなことで、それと、いなづま会館は一部

知事部局のほうで3階の部分は使っているというようなことも聞いておりますので、その辺、協議をしていくということなんだと思いますけれども、ある程度処理をしていただかないといかんと思いますね。

丸の内のアパートは平成9年に建ったものなんですね。いなづま会館は昭和59年ということで、それぞれ年数もたってきているというところもあるんですけども、壊してしまうということではないし、しっかり利用できるようにしていただくことが必要なと、そのように思います。

そういう中で、私が今日質問させていただいたのは、決算の中身というのは非常に見にくい部分がありまして、これ、大分打ち合わせさせていただく中でもう少し見やすくできないのかなというような話もさせていただいたんですけども、そういう部分も踏まえてなんですけれども、今年、総務省が去年から検討している公会計のことを含めて、この4月にそれぞれの県に向けて、公共施設の総合管理計画の策定の要請が来ていると思うんですね。そういったこと、これから取り組んでいく、4月以降そういう話になってきておりますので、この公共施設、企業庁がやっている部分も当然ですし、あと、知事部局でも当然たくさんあるわけですので、そういったことを踏まえて、今、水力発電が譲渡されたと、その残りの部分は今までどおり県土整備部で管理もしてみえる。それから、RDFが平成32年になるとその後どうなるかというのは、最終的にはまだ全然決まっていないと思いますけれども、当然そういう施設の総合的な管理をこれからしっかりやっていくことが必要になってくると思うんですね。

要は、人員の部分とか、その施設をどういうふうにやっていくか、これは、例えば企業庁のことでいえば利益を生んでいくこともよく考えていかないと、そういった全体的なマネジメントを考えていくという意味で、すごくこれからそういう部分が必要になってくると思うんですね。

総合的な管理という意味でいえば、ファシリティーマネジメントというか、そういう部分のことをしっかりやっていかないといけないかなと、そんなふうに思っております。



県全体でいろんな施設があり、これから見直していくということは当然あると思うんです。そういう中で私の一番感じるところは、できるだけスリム化できるところはスリムにしていって、民間にできるところは民間にやっていただくと、そんな考え方が大事かなと、そんなことも思っております。

今、ダムの中の電気の発電施設のほうですけれども、こんな県もあるんですね。長野県ですけれども、東日本大震災が起こって、水力発電を譲渡する形を考えていたんですけれども、やはり水力という部分で非常に安定した電力が発電できるということで譲渡を見直しされた、そういう県もあるわけです。それも、しっかりその辺を協議されて、管理をどういうふうにやっていくかということを決められてやられたことだと思うので、そういったことを踏まえてしっかり協議をしていってほしいなというところです。

この水力のほうは今年度でほぼ終わりますので、あと、RDFも含めて、しっかりその辺の管理をやっていただきたいなと、そのように思います。

時間になりましたので質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（永田正巳） 以上で、議案第140号から議案第156号まで、諮問第1号並びに認定第1号から認定第4号までに関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

○議長（永田正巳） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第140号から議案第156号まで、諮問第1号並びに認定第1号から認定第4号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表
-----------

総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
153	財産の取得について
諮問1	諮問について

戦略企画雇用経済常任委員会

議案番号	件 名
154	財産の取得について

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
143	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
146	三重県母子福祉センター条例の一部を改正する条例案
147	三重県薬事審議会設置条例等の一部を改正する条例案

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件 名
148	三重県営住宅条例の一部を改正する条例案
149	工事請負契約について（一般県道湯の山温泉線湯の山大橋（仮称）下部工工事（P1・P2橋脚工））
150	工事請負契約について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期建設事業護岸工事（その1））

151	工事請負契約について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期建設事業護岸工事（その
152	工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）明和幹線（第3-1工区）管渠工事）

予算決算常任委員会

議案番号	件名
140	平成26年度三重県一般会計補正予算（第4号）
141	平成26年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
142	三重県再生可能エネルギー導入推進基金条例案
144	三重県特別会計条例の一部を改正する条例案
145	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
155	平成25年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
156	平成25年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定番号	件名
1	平成25年度三重県水道事業決算
2	平成25年度三重県工業用水道事業決算
3	平成25年度三重県電気事業決算
4	平成25年度三重県病院事業決算

### 先議議案の審査期限

○議長（永田正巳） この際、お諮りいたします。議案第143号並びに諮問第

1号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、本日中に審査を終えるよう、期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（永田正巳） なお、明20日及び21日は休日のため休会であります。  
9月22日は定刻より、県政に対する質問を行います。

## 散 会

○議長（永田正巳） 本日はこれをもって散会いたします。  
午前10時47分散会